

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	保健福祉課	検索番号	6-4
法令名	生活保護法	根拠条項	41-5	
許認可等	保護施設の名称等の変更認可			
(根拠規定)				
生活保護法第41条第5項				
第2項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第1号又は第3号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があった場合には、第3項の規定を準用する。				
第41条第3項 都道府県知事は、前項の認可の申請があった場合に、その施設が第39条に規定する基準の外、左の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。				
一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。				
二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。				
三 保護の実務に当る幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。				
第39条 保護施設は、その施設の設備及び運営並びにその施設における被保護者の数及びこれとその施設における利用者の総数との割合が厚生労働大臣の定める最低の基準以上のものでなければならない。				
(許認可等の基準)				
保護施設の認可申請に対する認可にあたっては、次の基準により行う。				
・ 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号)				